

令和3年2月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長

個人番号（マイナンバー）の確認方法の変更について（通知）

日ごろ共済事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当共済組合では、組合員及び被扶養者に係る個人番号について、これまで組合員本人等からの提供を受けること、もしくは住民基本台帳法第30条の9に基づく地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）からの提供により確認しておりましたが、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）が開始されることに伴い、個人番号の確認を迅速かつ正確に行う必要があることから、原則としてJ-LISからの提供を受けることのみで確認することとしました。

なお、J-LISからの提供により個人番号を取得できない事例が生じた時はこれによらず、裏面「個人番号届書」を組合員から提出いただくことで確認することとします。

※提出の際は、新様式「個人番号届書」（給付様式第12-1号）を使用ください。

問合せ先

給付グループ 土門、前村

電話 045-210-8179